

令和2年3月5日		
所 属	公園維持課	スポーツ推進課
所属長	富田 聡一郎	荻田 昭憲
電 話	06-6489-6531	06-4950-0406

新型コロナウイルスの感染拡大防止にかかるスポーツ施設の利用休止の取扱いについて

1 対象施設及び施設利用について

		専用利用	個人利用
記念公園	総合体育館	休 館	
	陸上競技場	利用可	利用不可
	補助陸上競技場	利用可	利用不可
	野球場	利用可	
	テニスコート	利用可	
社会体育施設	屋内プール	休 館	
	各地区体育館	休 館	

※ 陸上競技場及び補助陸上競技場は、個人利用を休止します。

※ 狭い室内での濃厚接触を避けるため、テニスコートに付属するクラブハウス、野球場及び陸上競技場内のシャワー室及び更衣室についても利用不可とします。

※ 団体利用にあっても高校生以下の利用は自粛を要請します。

※ 橘公園、猪名川公園、小田南公園、魚つり公園の各種屋外スポーツ施設については、通常通りご利用可能です。

2 休館期間

令和2年3月6日（金）から令和2年3月25日（水）まで。

（3月26日以降については、感染の拡大状況を踏まえ、改めて決定します。）

3 使用料の取扱い

施設を使用するまでにキャンセルの申し出のあった、すでに納付済の施設使用料については全額返金します。

手続等につきましては、各施設窓口にお問い合わせください。

4 周知方法

予約取消し対象者へは、令和2年3月5日から順次（公財）尼崎市スポーツ振興事業団から代表者へ連絡を差し上げ、ホームページでも周知を図ることとします。

5 その他

記念公園については公園維持課、社会体育施設についてはスポーツ推進課にお問い合わせください。
(以 上)